

令和5年12月定例会 議案説明書

番 号	件 名	概 要 説 明
議案第67号	2023年度防安交付金事業市道村山八町線道路改良工事請負契約の締結について	下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。 1 契約の方法 一般競争入札による請負契約 2 契約の金額 215,978,400円 3 契約の相手方 須坂市大字仁礼71番地 有限会社田中興業 代表取締役 田中 孝幸
議案第68号	特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅の指定管理者の指定について	下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。 1 施設の種別、所在地及び名称 (1) 特定公共賃貸住宅 所在地 須坂市旭ヶ丘3番地1 名 称 旭ヶ丘団地 所在地 須坂市大字須坂1243番地1 名 称 末広団地 (2) その他の市営住宅 所在地 須坂市墨坂南四丁目10番1号 名 称 屋部団地 所在地 須坂市旭ヶ丘4番地42、4番地43 名 称 旭ヶ丘団地 所在地 須坂市大字仁礼1520番地2、1520番地3、1520番地4、1520番地5、1520番地6、1520番地7、1520番地8、1520番地9、1520番地10 名 称 西原団地 所在地 須坂市墨坂南二丁目24番10号 名 称 墨坂団地 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 長野市大字南長野南県町1003番地1 名 称 長野県住宅供給公社 代表者名 理事長 関 昇一郎 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第69号	須坂市美術館等文化施設の指定管理者の指定について	下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。 1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字野辺1386番地8 名 称 須坂版画美術館・平塚運一版画美術館 所在地 須坂市大字須坂 371番地6 名 称 岡信孝コレクション須坂クラシック美術館 所在地 須坂市大字野辺1367番地1 名 称 小池千枝コレクション世界の民俗人形博物館 所在地 須坂市大字野辺1386番地8 名 称 須坂市歴史的建物園 所在地 須坂市大字野辺1375番地1、1386番地5、1386番地10ほか 名 称 イベント広場 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市墨坂南四丁目5番1号 名 称 一般財団法人 須坂市文化振興事業団 代表者名 理事長 中澤 正直 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
議案第70号	須坂市文化会館の指定管理者の指定について	下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。 1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市墨坂南四丁目5番1号 名 称 須坂市文化会館 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市墨坂南四丁目5番1号 名 称 一般財団法人 須坂市文化振興事業団 代表者名 理事長 中澤 正直 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第71号	須坂市峰の原高原クロスカンントリーコースの指定管理者の指定について	下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。 1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字仁礼字峰の原3153番地654 名 称 須坂市峰の原高原クロスカンントリーコース 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字仁礼 655番地 名 称 須坂市峰の原高原クロスカンントリー場維持管理組合 代表者名 組合長 若林 武雄 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
議案第72号	須坂市蔵のまち観光交流センターの指定管理者の指定について	下記のとおり指定するため、議会の議決を求める。 1 施設の所在地及び名称 所在地 須坂市大字須坂 352番地2 名 称 須坂市蔵のまち観光交流センター 2 指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者名 所在地 須坂市大字須坂1295番地1 名 称 一般社団法人 信州須坂観光協会 代表者名 会長 本藤 浩史 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
議案第73号	市道の変更について	市道2路線の区域等を変更する。
議案第74号	須坂市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、改正する。 1 用語の意義に特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報に係る規定を加える。 2 母子保健法による保健指導等の事務及び須坂市福祉医療費給付金条例による福祉医療費給付金の支給に関する事務において、個人番号を利用できる事務の範囲に医療保険資格関係情報であって規則で定めるものを加える。 (施行期日) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

議案第75号	須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 消防団員等の報酬に、女性部長及び女性副部長を加えるため改正する。 (施行期日) 令和6年1月1日から施行する。
議案第76号	須坂市公民館条例及び須坂市臥竜山公会堂条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 須坂市民ギャラリー臥竜公園について、利用対象者を拡大するため改正する。 (須坂市公民館条例の一部改正) 第1条関係 1 南部地域公民館冷暖房使用料の使用区分から須坂市民ギャラリー臥竜公園を削る。 2 使用料の増徴の規定に10円未満の端数がある場合の取扱いについて加える。 (須坂市臥竜山公会堂条例の一部改正) 第2条関係 1 使用料の使用区分に須坂市民ギャラリー臥竜公園を加える。 2 須坂市民ギャラリー臥竜公園の使用形態について加える。 3 使用料の区分を1時間当たりに改める。 第3条関係 1 臥竜山公会堂の使用形態について、使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利を目的とする場合の使用料の増徴について加える。 2 市民以外の者が、使用する場合の使用料の増徴について加える。 (施行期日) 公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和6年3月1日から施行する。
議案第77号	須坂市ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 施設の有効活用を図るため改正する。 1 マレットゴルフ場を廃止する。 2 温泉スタンドを廃止する。 3 他の施設へ供給する温泉の利用料について改める。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。

議案第78号	2023年度須坂市一般会計補正予算第5号	歳入歳出それぞれ 1,463,482千円を追加する。
議案第79号	2023年度須坂市国民健康保険特別会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ30,215千円を追加する。
議案第80号	2023年度須坂市介護保険特別会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ 4,591千円を追加する。
議案第81号	2023年度須坂市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ 40千円を減額する。
議案第82号	須坂市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	(改正内容) 市職員等の給与の見直しに伴い改正する。 (須坂市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正) 第1条関係 1 令和5年12月における期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げる。 2 給料表を改める。 第2条関係 令和6年以降の6月及び12月における期末手当及び勤勉手当の支給割合を改める。 (須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正) 第3条関係 令和5年12月における期末手当の支給割合を引き上げる。 第4条関係 令和6年以降の6月及び12月における期末手当の支給割合を改める。 (須坂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正) 第5条関係 令和5年12月における期末手当の支給割合を引き上げる。 第6条関係 令和6年以降の6月及び12月における勤勉手当の支給割合を改める。 (施行期日等) 1 公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。 2 第1条の規定(別表第1の改正規定に限

		る。)による改正後の須坂市一般職の職員の給与に関する条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定(第24条第1項、第2項及び第27条第1項の改正規定に限る。)による改正後の須坂市一般職の職員の給与に関する条例の規定は同年12月1日から適用する。 3 第3条の規定による改正後の須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
議案第83号	須坂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険被保険者が出産する場合における産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定するため改正する。 (施行期日) 令和6年1月1日から施行する。
議案第84号	2023年度須坂市一般会計補正予算第6号	歳入歳出それぞれ 49,480千円を追加する。
議案第85号	2023年度須坂市国民健康保険特別会計補正予算第3号	歳入歳出それぞれ 18千円を追加する。
議案第86号	2023年度須坂市介護保険特別会計補正予算第3号	歳入歳出それぞれ 161千円を追加する。
議案第87号	2023年度須坂市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号	歳入歳出それぞれ 9千円を追加する。